

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の 25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
特に、ユニット型個室の居住費について、負担軽減措置を講じること。
- (2) 難病や認知症の方が必要なサービスを受けることができるよう、支援の在り方を検討すること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備や介護従事者の確保について、財政措置を含む必要な対策を講じること。
- (2) 市町村認知症施策総合推進事業を引き続き実施すること。
- (3) 介護保険施設の入所利用費を軽減すること。また、特別養護老人ホームのユニット型個室について、適切な負担で利用できるよう対策を講じること。
- (4) 介護基盤緊急整備特別対策事業及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について、平成 25 年度以降も継続し、地域の実情に見合った支援を講じること。

4. 第 1 号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

5. 要介護認定等について

- (1) 要介護認定代行申請について、現在認められていない認知症対応型共同生活介護などの事業者にも拡大すること。
- (2) 介護保険適用除外施設入所者が当該施設の入所を継続しながら要介護認定を受けられるよう必要な措置を講じること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の事業費について、地域の実情に応じた設定が可能となるよう弾力的なものとする。

7. 介護報酬について

介護報酬の一定割合が確実に介護従事者の給与に反映される仕組みを構築するとともに、介護従事者の処遇が確実に改善されるための措置を講じること。

8. 東日本大震災関係について

介護保険財政の安定的な運営を図るため、介護保険災害臨時特例補助金による支援を継続するとともに、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

9. その他

- (1) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
また、システム改修等の準備経費や人員体制の確保のための人件費等について、実態の把握等に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅まで適用範囲を拡大するなど、適切な措置を講じること。

- (3) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。